

# ステップ4の貸付金関連の手数料の取扱い、検討

ASBJ、金融商品専門委

去る4月8日、企業会計基準委員会は、第216回金融商品専門委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

## 金融資産の減損

ステップ4（信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされていない金融機関に適用される会計基準の開発）を採用する金融機関における次の論点について検討が行われた。

### (1) 貸付金に関連する手数料の取扱い

債権における予想信用損失および償却原価の算定において、実効金利に代わり約定金利を用いるオプションを提案しており、この場合に貸付金に関連する手数料は金利と切り離したうえで、収益認識会計基準に準じて会計処理するとしている。これに対して、貸付金に関連する手数料の収益認識に関して整理すべきとの意見が聞かれており、事務局から次の再提案が示された。

・金融商品会計基準等において、手数料の性質に基づき、履行

義務の充足パターンに沿って収益を認識することを会計基準で定めただうえで、次の内容を例示として結論の背景に記載する。

① 契約締結に係る諸業務に対応する手数料は、一時点で収益認識。

② 一定期間にわたり提供される役務に対応する手数料または貸付金の金利水準を調整する手数料については、契約期間等にわたり収益認識。間等により収益認識。

・履行義務を区分することが困難な手数料に関しては、契約期間等にわたり収益認識できると考えられる旨を結論の背景に記載する。

① 専門委員から賛意が聞かれ、「設例や補足文書に例示を入れてほしい」との意見が挙がった。

② 満期保有目的の債券およびその他有価証券に分類される債券の取扱い

① 次の事務局案が示された。  
償却原価の償却方法より「実務負担に配慮」する

観点から、実務上の便宜として、投資適格に該当する債券に限定せず、満期保有目的の債券およびその他有価証券に分類される債券の償却原価の方法として、定額法を適用するオプションを設ける。

② 予想信用損失モデルの測定満期保有目的の債券およびその他有価証券に分類される債券を予想信用損失モデルの適用対象としつつ、予想信用損失を算定する実務上の対応等について補足文書に記載する。

\*

専門委員から、「これらの債券をステップ4で予想信用損失モデルの対象とするか、十分な議論を」との意見が聞かれた。

### ユーロ円TIBORの恒久的な公表停止への対応

前回専門委員会（2024年4月20日号（No.1708））情報ダイジェスト参照に引き続き、ユーロ円TIBORの公表停止について、実務対応報告40号における金利指標置換後の取扱いおよび注記事項に対して適用時期の延長などの追加的な対応は行わない旨等を議事概要に明示する事務局案が示され、反対意見は聞かれなかった。

## 今月の税務

日付	項目	備考・コメント
5月10日(金)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和6年4月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
5月31日(金)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和6年3月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和6年2月期) 2カ月延長法人(令和6年1月期) ④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(3月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(3月、6月、9月、12月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・9月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 消費税・地方消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(3月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(6月、9月、12月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。  ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。
5月中において都道府県の条例で定める日まで	⑧ 自動車税・鉦区税の納付(都道府県知事)	⑧ 賦課期日は4月1日。

会計

# 貸手のオペレーティング・リース、 代替的な取扱いの明確化へ

— ASBJ、リース会計専門委

去る4月11日、企業会計基準委員会では第147回リース会計専門委員会を開催した。

前回（2024年4月20日号（No.1708）情報ダイジェスト参照）に引き続き、企業会計基準公開草案73号「リースに関する会計基準（案）」等に寄せられたコメントへの対応の方向性と個別事項について、審議が行われた。

## 貸手のオペレーティング・リースに関する代替的な取扱

公開草案において、「貸手についても借手同様に（リースとサービスの）一体処理の選択をできるようにすべきである」などの意見が聞かれていた。

そこで前回、事務局は米国会計基準（トピック842）では、貸手は、オペレーティング・リースに分類されるリースについて、リースを構成しない部分が「顧客との契約から生じる収益」（トピック606）に従って会計処理され、リースを構成する部分とリースを構成しない部分の移

転の時期およびパターンが同一である場合には、リースを構成する部分とリースを構成しない部分を単一の（結合した）構成要素として会計処理を行う実務上の便法を認めていることから、本会計基準案においても「米国会計基準と同様の代替的な取扱いを認める」一案を提示していた。

これに対し、「事務局の提案には同意するが、『移転の時期およびパターン』について収益を指しているのか、利益を指しているのか不明確である」との意見が聞かれていた。

この意見を受けて、事務局は次の対応案を示した。

収益の計上も時期およびパターンであることを明記する。

専門委員からは賛意が聞かれた。

## ポジティブ・メンタルヘルス

# 「アタリマエタマン」

メンタルクリエイター  
江口 毅

最近、2〜3時間かけて車で移動することが多かったため、車中で聞く音楽を追加しました。そのひとつとして、タイムポカンシリーズの名曲を全49曲収録した2枚組『タイムポカン名曲のタベ』というアルバムをサブスクでダウンロードしました。本シリーズは、昭和50年代に放映されていたTVアニメですが、40代なら記憶の片隅にあり、50代なら鮮明に覚えている曲ばかりでしょう。20代、30代の方でも「ヤッターマン」や「オタスケマン」というタイトルなら聞いたことがあるかもしれませ

ん。『タイムポカン名曲のタベ』を聞き込んでみると、2つのことに気づきました。1つは、歌詞に柔らかさや緩みがあるという点です。悪役に対する寛容さがあるという点か、どこかで逃げ道を用意してあげているようにみえます。絶対的な正義、ガチガチの正義というのではなく、まるで「正義の反対は悪ではなく、もつ一つの正義だ」と考え、悪役の存在や主張を受け入れ認めているように感じます。

このような立場や態度を私たちが失いつつあるのではないのでしょうか。どちらが正しいかと白黒つけようとする風潮が強くなりまし

た。逃げ道を用意しないで徹底的に叩いて、ときには自殺にまで追い込む匿名の無責任な人たちがいます。相手の言い分も聞かず、立場や気持ちを想像することもなく、一方的に自分は被害者だと主張する人が増えました。タイムポカンシリーズが放映されていた頃の寛容さは、一体どこへいつてしまったのでしょうか。

気づいたことの2つめは、正義のヒーローの歌ばかりではなく、悪役の歌が多いことです。歌詞としては、むしろ後者のほうが興味深いです。端役の1人ひとりに光を当て、それぞれの人となりや人間味がわかる歌詞になっています。

また、人間の業や欲を正面から肯定したうえで、ままたま人生を嘆き、あきらめ、ときに受け入れている様子が描かれています。さらにいえば、正義のヒーローと仲良くしたい、自分たちだって世の中の役に立ちたいという本音がこぼれているところが印象的です。

このように私たちは、目立たない1人ひとりに光を当てているだろうか。人間の業や欲を否定せずに認めているだろうか。多面性がある人間を一面的に捉えてしまっ

ていないだろうか。相手の本当の思いを汲み取ることができているだろうか。歌詞を聞いていて、そんなことを振り返りました。

つまり、『タイムポカン名曲のタベ』の曲たちは、私たちが失いつつある「当たり前のこと」を歌っているのではないかと思に至りました。そして、まっすぐにその思いが心に届くのは、タイアップだとかビジネスだとか関係なく、大人たちが子どものために誠実に歌をつくり、押しつけがましくきれ

いごとを並べるのではなく「当たり前のこと」をただ懸命に歌ったからではないでしょうか。今の時代は、大人の思惑で、大人が大人のためにアニメソングを作っているように感じます。

1人の人間として、打算も欲得も考えず、他者をコントロールしようという思惑もなく、寛容であり、ただ目の前の人のために真摯に「当たり前のこと」を伝え、誠実に「当たり前のこと」を行動する。これだけのことで、私たちの

生きる社会は大切なものを取り戻し、生き心地がよくなるのではないのでしょうか。今の時代に求められている正義のヒーローは、そんな「アタリマエタマン」なのかもしれません。

# 財務諸表の表示・開示についての 基準書、公表——IASB

去る4月9日、IASBは

IFRS 18号「財務諸表における表示及び開示」(IFRS 18, Presentation and Disclosure in Financial Statements) (以下、「本基準書」)を公表した。

本基準書は、2019年12月に公表された公開草案「全般的な表示および開示」(Exposure Draft, General Presentation and Disclosures (ED/2019/7))

に対して寄せられたコメントを検討したうえで最終化されたものである。

## 本基準書の概要

本基準書により導入される新たな要求事項は主に次のとおりであり、財務諸表の比較可能性および透明性を向上させることが意図されている。

### (1) 損益計算書における区分表示

損益計算書に表示される損益を、営業 (operating) / 投資 (investing) / 財務 (financing) / 法人所得税 (income taxes) / 非継続事業 (discontinued operations) の5つのカテゴリー

に分けて表示する。

### (2) 損益計算書における小計表示

損益計算書において、営業利益 (operating profit) / 財務および法人所得税前利益 (profit before financing and income taxes) の小計の表示が求められる。

営業利益は営業カテゴリーに含まれる損益の小計であり、財務および法人所得税前利益は営業利益に投資カテゴリーに含まれる損益を加えた損益とされている。

### (3) 経営者により定義された業績指標 (management-defined performance measures) (以下、「経営者業績指標」) についての注記開示

経営者が財務諸表外での業績説明に用いている業績指標が経営者業績指標に該当する場合、その算定方法や損益計算書における表示項目との調整などの開示が求められる。

(4) 表示項目の集約  
主要財務諸表における表示項

目を集約・分解するための原則が設定された。加えて、営業カテゴリーに含まれる費用を、最も有用な形に要約して示すように性質 (nature) / 機能 (function) またはその組み合わせに基づいて区分表示し、一定の注記事項で補完することが求められる。

\*

また、本基準書の適用例を示す設例 (illustrative examples) があわせて公表されており、損益計算書、営業カテゴリーに含まれる費用表示、経営者業績指標の注記に加え、一定の業種における損益計算書の様式例も示されている。

## IAS1号

本基準の発効によりIAS1号「財務諸表の表示」は廃止されるが、変更のないIAS1号の要求事項は本基準書に引き継がれている。また、IAS1号以外の開示に関する基準書も本基準書により部分的に改訂される。

## 適用関係

本基準書および関連する他の基準書の改訂は、2027年1月1日以降に開始される事業年度から適用が強制され、早期適用も可能とされている。

# 3月雇用統計が示唆する米FRB 金融政策の行方

米労働省が4月5日に公表した3月分の雇用統計によると、失業率は前月比0.1ポイント改善した3.8%となり、2023年8月から3.7%以下の狭いレンジ内で推移している。

## 非農業部門の雇用者数は前月

比30万3千人の増加であり、分野としては医療、政府、建設などで増加がみられた。民間予想の約21万人、また、過去12カ月間の非農業部門雇用者数の平均増加数23万1千人を上回る堅調な増加数で、米国経済の力強さを示す結果となった。

全雇用者の平均時給は、12セント(0.3%)増加した34ドル69セントだった。雇用者数の大幅な増加は、米連邦準備制度理事会(FRB)による利下げの先送りを想起させる。しかし、市場では1月に米議会予算局(CBO)が2024年中の移民流入数の推計を、当初の121万人から330万人に引き上げたこともあり、移民の急増が雇用者数の増加に影響して

いるとの見方もある。すなわち、雇用者数の需要側だけではなく供給側も増加しているため、労働需給の逼迫とはならない、ということだ。それでも平均時給は年間を通じて約4%上昇しており、景気の強さを表す数字には違いない。

移民による人口増加は、それ自体個人消費や住宅投資などの総需要の増加要因だ。NY市場の株価も過去最高値を更新する傾向が続いており、FRBが指す経済データや株価などの市場のサインが、利下げを示唆しているとはいえない。秋の米大統領選挙を控えて政治が大きく影響する時期に入っているため、「2%に向けて低下するインフレ率」との表現は、利下げを指向する政治的配慮かとの見方もできる。パウエル議長も4月3日の講演で、直近のインフレ動向が「予想を上回るもの」であることは認めており、一時的かどうかを見極めるために、それほど時間をかけることはできないだろう。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2024年4月3日	移管指針公開草案「移管指針の適用(案)」等	ASBJ	日本公認会計士協会が公表した実務指針等をASBJに移管するプロジェクトにおいて、会計に関する指針のみを扱う実務指針等の移管に関する「移管指針」を示すとともに、資本連結実務指針等14本が移管対象とされている。コメント期限は6月3日。 <a href="https://www.asbj.jp/project/exposure_draft/y2024/2024-0403.html">https://www.asbj.jp/project/exposure_draft/y2024/2024-0403.html</a>	—
2024年4月8日	循環取引に対応する内部統制に関する共同研究報告	日本監査役協会・日本内部監査協会・JICPA	循環取引を行おうとする動機を生み出す組織風土、組織構造、また循環取引を行うことができる機会をもたらす組織構造、内部統制について検討し、結果的に循環取引を阻止するような組織、内部統制のあり方について、共同して研究し、取りまとめたもの。 <a href="https://www.kansa.or.jp/news/post-10529/">https://www.kansa.or.jp/news/post-10529/</a>	—
2024年4月8日	監査基準報告書240研究文書1号「テクノロジーを活用した循環取引への対応に関する研究文書」	JICPA	循環取引が行われると、特定の取引先への売上高が増加するなどの特徴が現れることがあるため、そのような特徴を捉えるべく、テクノロジーを活用して循環取引の兆候や端緒の発見に役立てることができないか現行の制度にとらわれず研究を行い、財務諸表監査等において参考となる情報を提供することを目的とするもの。 <a href="https://jicpa.or.jp/specialized_field/20240408vzg.html">https://jicpa.or.jp/specialized_field/20240408vzg.html</a>	—
2024年4月11日	環境デュー・ディリジェンスに関する取組事例集の更新	環境省	国際的な環境デュー・ディリジェンス(DD)の重要性に鑑み、環境DDプロセス別の事例紹介に加えて、環境への負の影響のカテゴリー別の取組事例や、環境への負の影響に対処するために、バリューチェーンにおける事業者をいかに支援していくかという観点での取組事例、複数の環境への負の影響に対して統合的に対応を行っている企業などを追加したもの。 <a href="https://www.env.go.jp/press/press_03065.html">https://www.env.go.jp/press/press_03065.html</a>	—

金融

# 半導体主導の株価上昇に死角はないか？

年初から世界の株価(株価指数)の推移をみると、主要国全体として上昇基調を維持している。株価上昇の原動力は、半導体、ネット関連など、いわゆるテック株である。第1四半期の株価上昇率が顕著だったのは日米市場だ。他市場でも半導体産業の有力企業が存在する、台湾、ドイツ、オランダ、イタリアなども2桁の高い上昇率を達成した。半導体大国の韓国は3月末から株価上昇が目立ってきたが、四半期ベースの上昇率は3%台にとどまった。

一方、半導体産業の地位が低いというえ、現在、経済活動が低調である、中国、ブラジル、南アフリカといった新興国の株価上昇率は低いかマイナスという結果であった。

こうした世界の株価の動向を踏まえて、今後の株価の展望と上昇期待に伴うリスクをみていく。まず、半導体産業の株価急騰は、コロナ禍で発生した半導体不足を埋める半導体需要の回復・増加に加え、人工知能(AI)

の爆発的な普及に応じた半導体需要の急増を期待したものだ。基本的に半導体産業は循環変動が不可避である。ただ、半導体は「産業のコメ」といわれ、広範な産業分野と関係するため、種類が多く、好不況がどの企業にも一律に訪れるわけではない。

現在、半導体産業全体はようやく上向いてきた段階で、増産を目指して設備投資を急増させている。これが需要増加に見合えば収益増加につながるが、生産過剰となり、企業収益が減益になれば、株価は急落となろう。

こうした不安の解消に必要なのは、インフレ、金融引締めで低迷する世界経済の回復である。多くの国でインフレ鎮静が進み、金利引下げの傾向にあるが、米経済はインフレ鎮静を明言できず、連邦準備制度理事会(FRB)の利下げ予定が動揺を広げている。このため、米株価の下落が世界の株価上昇を冷やす事態が続いており、まずは米経済、米金融政策の方向性が定まることが求められる。

読者の声

本誌2024年4月20日号(No.1708)特集にて誤りがありました。読者の皆様および執筆者の方に謹んでお詫びするとともに、次のように訂正いたします。

●21頁3段目2行目〜8行目(誤)「また、昨今さまざま側面で取り上げられる機会

翻訳についても取り上げておくべきであろう。機会翻訳のテクノロジーは日々進化しており、実際に社内会議資料やメール等の翻訳に

機会翻訳を使用している企業は増加傾向にある。」

(正)「また、昨今さまざま側面で取り上げられる機会翻訳についても取り上げて

おくべきであろう。機会翻訳のテクノロジーは日々進化しており、実際に社内会議資料やメール等の翻訳に

機会翻訳を使用している企業は増加傾向にある。」

「機会翻訳を使用している企業は増加傾向にある。」